

平成28年度市民提案手続の提案状況

第1回提案手続

期間: 28年7月19日(火)～8月17日(水)

No.	提案日	市民提案		有効署名数	回答日	市民提案の検討結果
		名称	概要			
1	28年8月12日	地域電力会社の設立	成田市および香取市が実施しているように、ゴミ焼却場から発生する熱を利用した発電所を、これから四街道市でも予定しているゴミ焼却場の設備に併設して建設し、かつ市内の公共施設の屋根や国、県、市の遊休地および休耕している田畑を借上げ、太陽光発電所を作って発電し、それらを運営する地域電力会社を設立する。	27人	28年12月14日	<p>地域電力会社の設立については、現時点では、電力自由化後の経過も短く、自主運営や民間との共同運営による有効性を検証することが困難なため、自然エネルギーの有効活用策に係る優遇制度をはじめとして、市場動向なども注視しつつ研究することが必要であると考えます。</p> <p>また、現在想定している次期ごみ処理施設の施設規模から勘案すると、発電を行った場合でも、ほとんどの電力を施設内で消費する可能性が高く、地域電力会社の運営コストを賄うだけの発電量を得ることは困難であるとともに、その他の太陽光発電の活用も下記に示すとおり様々な課題等があることから、当該施設を中心とした太陽光発電による会社設立については現実的ではないと考えます。</p> <p>なお、次期ごみ処理施設の稼働に伴う熱利用の方向性については、ごみ処理対策委員会から答申を受けた一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)において、発電を基本とすべきとされており、現在実施している意見提出手続の結果等を踏まえ、最終的な結論を出すもの</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一、公共施設への太陽光発電装置の設置については、設置費用への国補助金の導入可能性、ランニングコストを含めた費用対効果、施設規模及び運営状況などを視点とした有効性を、大規模改修や更新時に併せて検討し、適宜実施している状況であり、今後も同様とします。</p> <p>一、公有地への太陽光発電装置の設置については、多角的視点により最も効率的かつ効果的な資産活用を図るべきと考えており、売却や賃貸等をはじめとしたさまざまな活用策を引き続き模索します。</p> <p>一、休耕地への太陽光発電装置の設置については、市として設置する計画はなく、特に一団のまとまりのある農地や優良農地内においては、原則として農用地として利用されることが望ましいと考えます。</p>